平成２２年（フ）第９９号
兵庫県豊岡市出石町町分262番地　サンバレーⅢ―1030号室、前住所兵庫県豊岡市森尾73番地の８
債務者　森口まゆみ
１　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第４１０号
奈良県大和郡山市今国府町373番地　光ハイツ１階２号
債務者　森下　隆夫
１　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第４８５号
奈良市左京３丁目23番地の７
債務者　伊郷　昌郎
１　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５２４号
奈良県生駒市俵口町1428番地８、申立時の住所奈良県生駒市小平尾町430番地３
債務者　照　　勲夫
１　決定年月日時　平成22年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第５６１号
奈良市都祁白石町1225番地の８　グレースピアＢ201号
債務者　吹上　美帆
１　決定年月日時　平成22年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１１１号
山口県熊毛郡平生町大字宇佐木344番地の８
債務者　原田　幸弘
１　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第３３０号
徳島市応神町東貞方字北野34番地の１　市営応神第３住宅３号、住民票上の住所徳島市応神町吉成字七丁原66番地の１
債務者　村田　育利
１　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３１号
徳島市応神町東貞方字北野34番地の１　市営応神第３住宅３号、住民票上の住所徳島市応神町吉成字七丁原66番地の１
債務者　村田　恭子
１　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４８号
徳島県鳴門市大麻町桧字尾山谷14番地
債務者　谷森　隆志
１　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３２号
徳島県三好市井川町辻288番地１
債務者　佐藤美代子（旧姓石原）
１　決定年月日時　平成22年10月29日午前11時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第４０号
徳島県美馬市美馬町字願勝寺２番地８
債務者　藤本　康広
１　決定年月日時　平成22年10月29日午後１時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第５００号
高知市比島町２丁目16番32号　フジコーポ301
債務者　橘　　郁生
１　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１２４５号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山2313番地
債務者　米田　吉曜
１　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０５１号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津駅前10番２号ウッドフィールド103号
債務者　中村麻知代（旧姓豊福）
１　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０５４号
北九州市小倉北区下富野５丁目16番10号
債務者　濱上　龍子
１　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０７０号
北九州市門司区大里桃山町１番38号
債務者　藤沢　　俊
１　決定年月日時　平成22年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０７４号
北九州市八幡東区帆柱２丁目１番９号
債務者　福原　裕子
１　決定年月日時　平成22年10月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部